

答 申 書

答申第 1 号（諮問第 1 号）

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

井川町長 齋藤 多聞 様

井川町個人情報保護審査会

令和 6 年 6 月 1 4 日付け井発第 1 4 9 0 号で諮問のありました事案について、
下記のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和 5 年 3 月 8 日付け井発第 1 0 0 9 号により、井川町
長が行った本件処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「個人情報開示請求不承諾通知書」による不利益処分に対し、適正な運営の確保を求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求の理由として、審査請求人が主張している内容の趣旨は、審査請求書、反論書を総合すると、おおむね次の通りである。

『排出ごみの未回収』に係る行政指導に係る FAX について、町民生活課長名で発出されているが、町民生活課長に当該権限はなく、井川町長名によるもののみ有効である。必ず作成されているはずの町長の決裁を受けた起案文書が作成されていない状態を是正し、行政不服審査法第 1 条における「適正な運営の確保」を求める。

3 実施機関の主張

(1) 主張の趣旨

主張の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める、というものである。

(2) 主張の内容

実施機関が主張している本件処分の理由の趣旨は、おおむね次の通りである。

本件処分は、処分の発端となる個人情報開示請求があった時点で当該個人情報記載された文書が存在するか否か調査し、決定されたものであり、処分を取り消しても審査請求人が求める公文書は処分庁に存在しないことから、処分を取り消す法的な利益がない。

4 審査会の判断について

審査請求人の主張に対し、当審査会の判断を述べる。

○審査請求人の主張に対して

個人情報保護制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、個人情報開示請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、開示請求した公文書が、法令等に従って作成すべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機

関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和５年３月８日付け井発第１００９号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

５ 付帯意見

審査請求の申立てが令和５年３月２３日にあってから、審査会に対して諮問するまで約１年３ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

６ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和６年６月１４日	諮問の受理（諮問第１号）
②	令和６年８月２６日	実施機関からの意見聴取及び審議
③	令和６年１０月３１日	答申案の審議
④	令和６年１０月３１日	答申

７ 答申に関与した委員

井川町個人情報保護審査会委員

職名	氏名	職業等
会長	佐々木 俊幸	弁護士
委員	高橋 祐輔	弁護士
委員	高橋 真一	税理士